

## ○県央県南広域環境組合情報公開条例施行規則

（平成20年3月27日）  
規則第1号

改正 平成25年9月2日規則第10号

（趣旨）

第1条 この規則は、県央県南広域環境組合情報公開条例（平成20年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（公開請求書）

第3条 条例第6条第1項に規定する公開請求書は、行政文書の公開請求書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 公開請求しようとする者の連絡先
- (2) 条例第15条に規定する公開の方法のうち、公開請求をしようとする者が求める公開の実施方法

（行政文書の公開決定等）

第4条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開する日時及び場所
- (2) 公開の実施の方法

2 条例第11条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 行政文書公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 公開請求に係る行政文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 行政文書部分公開決定通知書（様式第3号）

3 条例第11条第2項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 公開請求に係る行政文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 行政文書非公開決定通知書（様式第4号）
- (2) 公開請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで公開しない旨の決定をしたとき 行政文書非公開決定（存否応答拒否）通知書（様式第5号）
- (3) 公開請求に係る行政文書を保有していない旨の決定をしたとき 行政文書非公開決定（行政文書不存在）通知書（様式第6号）  
（公開決定等に係る期間の延長の通知）

第5条 条例第12条第2項の書面は、行政文書公開決定期間延長通知書（様式第7号）によるものとする。

2 条例第13条の書面は、行政文書公開決定期間特例延長通知書（様式第8号）によるものとする。

（第三者に対する意見照会等）

第6条 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
  - (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第14条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 公開請求の年月日
  - (2) 条例第14条第2項各号のいずれかに該当するかの別及びその理由
  - (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 3 条例第14条各項の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。
- (1) 条例第14条第1項又は第2項の通知 行政文書の公開に係る意見照会書（様式第9号）
  - (2) 条例第14条第3項（条例第20条において準用する場合を含む。）の通知 行政文書の公開決定に係る通知書（様式第10号）  
（電磁的記録の公開方法）

第7条 条例第15条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音カセットテープ 専用機器に再生したものの聴取又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオカセットテープ 専用機器に再生したものの視聴又はビデオカセット

テープに複写したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 次に掲げる方法

ア 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴又は電磁的記録をフロッピーディスク、光ディスクその他の電子媒体（前2号に掲げるものを除く。）に複写したものの交付

（電磁的記録の写しの交付）

**第8条** 条例第17条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音カセットテープ 録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオカセットテープ ビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 次に掲げる方法

ア 電磁的記録を用紙に出力したものの交付

イ 電磁的記録をフロッピーディスク、光ディスクその他の電子媒体（前2号に掲げるものを除く。）に複写したものの交付

（写しの費用）

**第9条** 条例第17条の規定により負担しなければならない写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

（諮問をした旨の通知）

**第10条** 条例第19条の通知は、県央県南広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第11号）によるものとする。

（施行状況の概要の公表）

**第11条** 条例第32条の規定による施行状況の概要の公表は、次に掲げる事項を組合のホームページに掲載することにより行うものとする。

(1) 行政文書の公開請求の状況

(2) 行政文書の公開決定等の状況

(3) 不服申立ての状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、施行状況の概要の公表に必要と認める事項

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月2日規則第10号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

別表（第9条関係）

種別		金額
モノクロ複写又は電磁的記録を用紙に出力したものの交付	A 3判以下	1枚につき10円
	A 3判超	実費相当額
カラー複写の交付		実費相当額
電磁的記録を電子媒体に複写したものの交付		実費相当額
写し等の送付		郵送料相当額

備考

- 1 A 3判とは、日本工業規格A 3判をいう。
- 2 カラー複写は、A 3判を最大とする。
- 3 公開請求者が持参した電子媒体への複写は行わない。

様式第1号（第3条関係）

行政文書公開請求書

年 月 日

（あて先）実施機関名

（〒 — ）

請求者 住所又は所在地  
 氏名又は名称  
 （代表者氏名）  
 電話番号

県央県南広域環境組合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の公開を請求します。

公開請求する行政文書の名称又は知りたい内容			
請求者の区分	1 関係市の区域内に住所を有する者 2 関係市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体 3 関係市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 4 関係市の区域内に存する学校に在学する者 5 実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者		
関係市内事務所、事業所又は学校の名称及び所在地	名称		
	所在地		
公開の実施方法	1 閲覧	2 写しの交付	3 視聴
※担当課	課		※受付印
※その他			

備考

- ※欄は、記入しないでください。
- 「請求者の区分」欄は、該当する番号（重複する場合は、若い番号の方）を○印で囲んでください。
- 「関係市内事務所、事業所又は学校の名称及び所在地」欄は、「請求者の区分欄」の2、3又は4の番号を○印で囲んだ場合に記入してください。

様式第2号（第4条関係）

行政文書公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けで請求のあった行政文書の公開については、県央  
県南広域環境組合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公開する  
ことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	
公開の日時	年 月 日 時
公開の場所	1 組合事務所ロビー 2 その他（ ）
公開の実施方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴
担当課	課 電話（ ）
その他	

備考

- 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時が都合が悪い場合は、あらかじめ、担当課までご連絡ください。

第9編 情報公開（県央県南広域環境組合情報公開条例施行規則）

様式第3号（第4条関係）

行政文書部分公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関名

印

年 月 日付けで請求のあった行政文書の公開については、県央県南広域環境組合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり行政文書の一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	
公開の日時	年 月 日 時
公開の場所	1 組合事務所ロビー 2 その他（ ）
公開の実施方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴
公開しない部分 及びその理由	県央県南広域環境組合情報公開条例第7条第 号 該当
	（公開しない部分）  （公開しない理由）
担当課	課 電話（ ）
その他	

備考

- 1 保有情報の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時が都合が悪い場合は、あらかじめ、担当課までご連絡ください。
- 3 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、 に対し、不服申立てをすることができます。
- 4 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告（被告を代表する者は ）として、提起することができます。ただし、上記3により不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第4号（第4条関係）

行政文書非公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付で請求のあった行政文書の公開については、県中央南広域環境組合情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	
公開しない理由	県中央南広域環境組合情報公開条例第7条第 号 該当
	(公開しない理由)
担 当 課	課 電話 ( )
そ の 他	

備考

- この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、 に対し、不服申立てをすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告（被告を代表する者は ）として、提起することができます。ただし、上記1により不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第5号（第4条関係）

行政文書非公開決定（存否応答拒否）通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けで請求のあった行政文書の公開については、県央  
県南広域環境組合情報公開条例第10条の規定により行政文書の存否を明らかにし  
ないで公開請求を拒否するため、同条例第11条第2項の規定により、次のとおり  
行政文書を公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	
公開しない理由 (行政文書の存 否を明らかにし ない理由)	
担 当 課	課 電話 ( )
そ の 他	

備考

- この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、 に対し、不服申立てをすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告（被告を代表する者は ）として、提起することができます。ただし、上記1により不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第6号（第4条関係）

行政文書非公開決定（行政文書不存在）通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けで公開請求のあった行政文書については、当該行政文書が存在しないため、県央県南広域環境組合情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり行政文書を公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	
公開しない理由 (不存在の理由)	<input type="checkbox"/> 保存期間の経過により廃棄したため <input type="checkbox"/> 作成していないため <input type="checkbox"/> 取得していないため <input type="checkbox"/> その他  ( )
担 当 課	課 電話 ( )
そ の 他	

備考

- この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、 に対し、不服申立てをすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告（被告を代表する者は ）として、提起することができます。ただし、上記1により不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第7号（第5条関係）

行政文書公開決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けで請求のあった行政文書の公開については、県央  
県南広域環境組合情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり公開の諾  
否決定の期間を延長しましたので通知します。

行政文書の名称	
延長前の決定期間	年 月 日（公開請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（公開請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	課 電話（ ）
備考	

様式第8号（第5条関係）

行政文書公開決定期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けで請求のあった行政文書の公開については、県央県南広域環境組合情報公開条例第13条の規定により、請求のあった日から起算して30日以内に行政文書の相当の部分について公開の諾否決定をし、残りの行政文書については、相当の期間内に公開の諾否決定をしますので、次のとおり通知します。

行政文書の名称	
延長前の決定期間	年 月 日（公開請求受付日）から 年 月 日まで
行政文書の相当の部分について公開の諾否を決定をする期間	年 月 日（公開請求受付日）から 年 月 日まで
残りの行政文書について公開の諾否決定をする期限	年 月 日
30日以内に行政文書のすべてについて公開の諾否決定をすることができない理由	
担 当 課	課 電話（ ）
備 考	

様式第9号（第6条関係）

行政文書の公開に係る意見照会書

第 号  
年 月 日

様

実施機関名 印

県央県南広域環境組合情報公開条例に基づき公開請求がありました行政文書に、次のとおりあなた（貴団体）に関する情報が含まれておりました。

つきましては、当該情報を公開することについて、ご意見がございましたら、別紙「行政文書の公開に係る意見書」によりご回答くださいますようお願いいたします。

行政文書の名称	
公開請求に係る行政文書に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
公開請求のあった日	年 月 日
意見書の提出先	課 電話（ ）
意見書の提出期限	年 月 日まで

備考

- 1 この意見照会は、公開請求のあった行政文書を公開するかどうかの決定を行うに際し、参考とするため行うものです。
- 2 提出期限までに意見書の提出がない場合は、該当するあなた（貴団体）の情報について、公開しても支障がないものとみなします。

別紙（様式第9号別紙）

行政文書の公開に係る意見書

年 月 日

（あて先）実施機関名

（〒 — ）

提出者 住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

（代表者氏名） \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付で照会のありました件について、次のとおり意見書を提出します。

意見照会年月日及び番号	年 月 日 第 号
<p>情報を公開することについての意見</p> <p>（該当する番号を○で囲んでください。2を○で囲んだ場合には、公開に反対する理由をご記入ください。）</p>	<p>1 公開されても差し支えない。</p> <p>2 公開に反対する。 （理由）</p>

備考 公開に反対する場合は、どの部分を公開すると、どのような支障が生ずるのか、具体的に記載してください。

様式第10号（第6条関係）

行政文書の公開決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日に照会しましたあなた（貴団体）に関する情報が含まれている行政文書について、次のとおり行政文書を公開することと決定しましたので、県央県南広域環境組合情報公開条例第14条第3項又は第20条において準用する第14条第3項の規定により通知します。

行政文書の名称	
公開請求に係る行政文書に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
公開請求決定の内容	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
公開決定の理由	
公開実施日	年 月 日
担当課	課 電話（                      ）

備考

- 1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、                      に対し、不服申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告（被告を代表する者は                      ）として、提起することができます。ただし、上記1により不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第11号（第10条関係）

県央県南広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号

年 月 日

様

実施機関名

印

年 月 日付けの不服申立てについて、次のとおり県央県南広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、県央県南広域環境組合情報公開条例第19条の規定により通知します。

不服申立てに係る 行政文書の内容	
不服申立ての内容	
諮問をした日	年 月 日
担 当 課	課 電話（ ）
備 考	